

「電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等」

に関する意見募集の結果及び意見に対する考え方

[募集期間：令和8年8月5日（水）～令和8年9月8日（火）]

意見提出者：計 22 件（法人等 10 件、個人 12 件）

意見提出者一覧（五十音順）

株式会社 NTT ドコモ	KDDI 株式会社	ソフトバンク株式会社
楽天モバイル株式会社	連名（6 者）	個人（12 件）

※連名の意見提出者：阪神電気鉄道株式会社、阪神ケーブルエンジニアリング株式会社、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、姫路ケーブルテレビ株式会社、BAN-BAN ネットワークス株式会社及びアイテック阪急阪神株式会社

No.	意見提出者	提出された意見	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
全般				
1	株式会社 NTT ドコモ	本省令案は、無線局免許手続きの迅速化並びに無線設備の効率的な運用に資するものであり、移動通信ネットワークの更なる高度化及び速やかな展開にも寄与するものと考えます。 当社要望事項が適切に反映されていることから賛同するとともに、早期の制度整備及び円滑な運用開始を期待いたします。	本案への賛同意見として承ります。	無
2	KDDI 株式会社	本改正案は、無線局の免許手続等の更なる迅速化・効率化を図るとともに、社会環境や通信需要の変化に対応した電波の有効利用を推進するものであり、改正されることに賛同いたします。 また、本改正により、免許人における手続負担が軽減され、利用ニーズに応じた柔軟かつ迅速な無線システムの導入・運用が可能となることは、通信イン	本案への賛同意見として承ります。	無

		フラの整備促進に資するものと考えます。		
3	阪神電気鉄道株式会社等 (6者連名)	携帯電話基地局等の無線局免許手続の更なる迅速化・効率化に向けた関係規定の整備を踏まえた、電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案・告示案・訓令案に対し賛同します。 特に、地域 BWA 事業者が免許手続きをする際の全国 BWA 事業者との干渉調整（事業者間調整）について、全国 BWA 事業者と共通の 5G/4G/LTE 技術をベースとしたシステムを利用する場合、全国 BWA 事業者とシステム同期をとることで事業者間調整手続きが省略できるようになることは、免許手続の迅速化や効率化に留まらず、事業参入の促進にもつながることから、地域 BWA 業界全体の発展に寄与するものと期待しています。 なお、今回の制度改正による免許手続簡略化の周知啓発を行なうため、業界団体である地域 BWA 推進協議会や全国 BWA 事業者と連携しながら、ガイドライン整備等にも積極的に協力・貢献したいと考えています。	本案への賛同意見として承ります。	無
4	個人	【意見の全体概要】 今回の制度整備案は、情報通信審議会からの答申を踏まえ、技術進展や多様化する利用ニーズに対応して電波の有効利用を推進するものであり、その趣旨に深く賛同いたします。 新制度の円滑な施行と普及促進、申請者の手続き負担軽減、ならびに既存事業者の運用に関する予見可能性向上を図る観点から、法制度の本質的な変更を伴わず行政実務および運用の明確化により対応が可能な 5 点の改善案を提出いたします。 ＜中略、別途 No19、No22、No29、No30 及び No31 に記載＞ 【まとめ】 以上の提案は、いずれも現行改正案の骨子や政策目標を変更することなく、規定の追記、ガイドラインの提示、情報公開の充実といった比較的容易な行政対応により実現可能なものです。	【意見の全体概要】の一段落目につきまして、本案への賛同意見として承ります。 【意見の全体概要】の二段落目及び【まとめ】につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無

		これらを実施いただくことで、制度の透明性と利便性が大幅に向上し、我が国における電波の有効利用と新技術の普及が一段と加速するものと確信いたします。ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。		
5	個人	この度の改正案について全面的に賛成します。ついては速やかな施行を求めます。 なかでも電波法関係審査基準の改正については、5G 基地局の技術操作をする者に要求される資格が緩和されることにつながると考えるため、とりわけ迅速な施行を要求します。 これまで 5G 基地局は、その装置の平均電力等が LTE 基地局と大差がなく、また、現地での保守整備に対して要求される技術水準も同水準であるにもかかわらず、同一周波数の複数セクタの電力を合算して空中線電力とする規定のせいで空中線電力 500W を超えることがあり、その場合の技術操作に求められる資格が第二級陸上無線技術士以上となるため、各キャリアはもとより、特にローカル 5G の事業者においては有資格者を確保したり、下位資格で操作できるよう基地局の規模を小さくするなど対応に苦慮したものと想像します。 一方、無線局の能力にかかわらずその技術操作、通信操作に従事する者の資質は高いに越したことはありませんから、前述した理不尽な規制に対する緩和に加え、技術者を志す若い世代が無線技術に興味を持ち、知識や技能の向上に継続的に取り組めるよう、諸制度の整備による継続的な支援をお願いいたします。なかでもワイヤレス人材育成を目的としたアマチュア無線関係の制度改正については、現代的な無線通信技術に合った更なる改正が必要だと考えます。 後段、本意見募集から離れた内容となりましたが、この度の制度改正にあたり熱心にご議論いただいた審議会委員各位をはじめ、その運営や改正案の起案に携わられた職員の皆様に心から感謝申し上げます。	一段落目及び二段落目につきましては、本案への賛同意見として承ります。また、制度整備に向けた手続を速やかに進めてまいります。 三段落目及び四段落目につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案				

6	KDDI 株式会社	別紙 2（無線局免許手続規則の一部を改正する省令案）における以下の記載について、「限る」と「除く」の関係が逆になっているように見受けられます。 「施行規則第十五条の三第十号(1)、(3)、(5)、(7)、(9)、(11)、(13)、(15)、(17)及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものに限る。」 ↓ 「施行規則第十五条の三第十号(1)、(3)、(5)、(7)、(9)、(11)、(13)、(15)、(17)及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものを除く。」	ご意見のとおり、本案を修正します。	有
7	ソフトバンク株式会社	可搬型基地局の導入を可能とする今回の制度整備について、賛同します。 本制度整備により、携帯電話サービスのエリア外地域において専ら従事する産業（林業等）や災害時の避難所等での音声呼を含む通信環境の確保が可能となり、利用者の利便性向上や災害対応の強化に資するものと考えます。	本案への賛同意見として承ります。	無
8	個人	新旧 6 ページの[5～8 略]は、文字を右に倒した上で、[注 5～8 略]と「注」の字を補う必要があるのではないかと。10 ページも「注」の字を補う必要がないか。	文字の向きにつきましては、ご意見のとおり、本案を修正します。 「注」の字につきましては不要となりますので、原案のとおりとします。	有
9	個人	電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案第一条の規定による改正後の電波法施行規則第十五条の三第二号（14）中「設備規則第四十九条の六の十二第一項（・・・）及び『第七項に規定する技術基準』、同条第二項（・・・）及び『第七項に規定する技術基準』又は設備規則第四十九条の六の十三第一項（・・・）に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの」と、設備規則第四十九条の六の十二第七項に規定する技術基準が重複して規定されているが何を企図したものか。同条各項に定める技術基準のうち陸上移動局に係るものを規定する趣旨であれば、「設備規則第四十九条の六の十	電波法施行規則第十五条の三第二号（14）につきましては、 ・設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準 ・設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準	無

		二第一項（・・・）、第二項（・・・）若しくは第七項に規定する技術基準又は設備規則第四十九条の六の十三第一項（・・・）に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの」となるように思われるし、同条各項のうち特定の項の技術基準に適合する技術基準で書き分けて規定する趣旨であれば、（改正趣旨がわからないため文言が適切かはわからないが）「設備規則第四十九条の六の十二第一項（・・・）及び第七項に規定する技術基準を満たす（適合する）もの、同条第二項（・・・）及び第七項に規定する技術基準を満たす（適合する）もの又は設備規則第四十九条の六の十三第一項（・・・）に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの」というように、単に規定を並列して接続する規定ではなくいずれも含むことが明確となるように規定すべきではないか。なお、後者を企図したものであれば現行の規定の方が明確であるためそもそも改正しない方がよいのではないか。いずれにしても何を企図した規定（改正）なのかがわからないので明確になる規定ぶりに修正されたい。	・設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）に規定する技術基準のうちいずれかの技術基準を満たすものを示す目的で規定しております。 いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	
10	個人	総務省「電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案」について、以下のとおり意見を提出いたします。 今回の省令案は、無線局の免許手続きや技術基準の一部を、現在の通信環境や技術進歩に合わせて整理するものと理解しております。しかし、資料には成果目標や KPI（重要業績評価指標）が存在せず、制度改正の効果を客観的に検証するための仕組みが不足していると考えます。電波制度は携帯電話、防災無線、航空・鉄道の安全など国民生活に直結するため、制度の透明性と実効性を確保するためには、必ず KPI を設定し、継続的に監視する必要があります。 【1. 本案件に必須と思われる KPI の例】 (1) 免許審査期間（平均処理日数）	いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無

		理由：制度改正が事務効率化につながったかを測れます。 (2) 混信事故件数（改正前後の比較） 理由：安全性向上の効果を直接測定できます。 (3) 技術基準違反件数 理由：新基準が現場で適切に理解されているか確認できます。 (4) 電子申請率 理由：DX の進展度を測る重要指標です。 (5) 免許更新時の不備率 理由：新様式が分かりやすいかどうかを測れます。 【2. KPI 算出のためのデータを誰がどこから集めるべきか】 ●総務省（電波監理部） ・免許審査期間 ・技術基準違反件数 ・電子申請率 ●警察庁・消防庁 ・混信事故件数 ・通信障害による影響事案		
--	--	---	--	--

		●通信事業者（携帯キャリア・放送局など） ・ 障害発生件数 ・ 免許更新時の不備率 ●デジタル庁 ・ 電子申請システムの利用状況 ・ DX 標準化の進捗 これらを統合して制度の効果を客観的に検証する必要があります。 【3. 行政手続法 39 条 2 項との整合性】 行政手続法 39 条 2 項は、「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容であり、題名および根拠条項が明示されていること」を求めています。 しかし今回の省令案は、 ・ 成果目標 ・ 検証方法 ・ 達成期限 が具体的に示されておらず、行政手続法 39 条 2 項の趣旨に照らして不十分です。 行政官の皆様には、納税者の信頼を損なわないためにも、法令の趣旨を丁寧に理解し、透明性の高い制度設計を行っていただきたく存じます。もし、こうした基本的な要件を満たすことが難しい場合は、ご自身の適性を静かに振り返		
--	--	---	--	--

		り、納税者にとって害にならない選択を考えていただくことも必要ではないかと感じます。 【4. 高市政権の「縦割り行政の壁を超える方針」との整合性】 高市政権は「外国人政策・社会保障・エネルギー・AI など戦略分野で縦割り行政の壁を超えて連携する」ことを閣僚に指示しています。 しかし今回の省令案は、 ・総務省単独で完結しており、 ・警察庁（防災無線） ・消防庁（消防無線） ・国交省（航空・船舶無線） ・デジタル庁（DX） との連携の記述がありません。 電波制度は複数省庁が関わる領域であるため、 高市政権の方針（縦割り行政の打破）に反している可能性が高いです。 【5. AI・AX・DX との協調】 電波制度は、 ・電子申請 ・データ標準化		
--	--	---	--	--

		・ AI による電波監視 など、DX と非常に相性が良い領域です。 しかし今回の省令案には、 ・ デジタル庁との協調 ・ DX 推進の記述 がありません。 DX の観点から制度設計が不十分である可能性があります。 【6. 他部署との連携が書かれていない点について】 本来連携すべき部署は以下のとおりです。 ・ 警察庁（防災無線） ・ 消防庁（消防無線） ・ 国交省（航空・船舶無線） ・ デジタル庁（電子申請・DX） ・ 内閣府（通信インフラの安全保障） 今後のパブコメ案件では、 「どの省庁と連携し、どのデータを共有するのか」 を必ず明記するよう促します。		
--	--	---	--	--

		【7. 成果目標・KPI が存在しない場合に求める事項（EBPM の観点）】 政府は既に全府省庁・原則全事業を対象として EBPM および行政事業レビューを実施しています。その趣旨に照らし、本案件について成果目標および客観的な効果検証指標が設定されていない理由を明示してください。 併せて、 ・ 成果指標 ・ 基準値 ・ 目標値 ・ 達成期限 ・ 予算との連動状況 を設定し、公表してください。 KPI は多ければ良いわけではなく、記録項目が増えるほど誤記載や見逃しが増えます。最小限の時間とコストで最大の効果を得られるよう、バランスを考えて制度設計していただくことを強くお願い申し上げます。 「客観的な成果目標と KPI」の設定と運用によって、少なからず人命や生活を守る機会も生まれます。スぺーシア事故のように、作業への慣れから緊張感が薄れ、確認不足や手順省略による事故が増える傾向は多くの現場で指摘されています。KPI という数値データの増減で危険性に気づく機会を作ることができます。 また、最初から完璧な KPI を作る必要はありません。まずは 50%程度の完成度を目安に設定し、2 か月～半年間隔で見直す運用を提案いたします。		
--	--	--	--	--

		【8. 米国行政の KPI 公開例と AI に使わせるためのプロンプト】 米国では、 ● National Telecommunications and Information Administration (NTIA) https://www.ntia.gov/ ● Federal Communications Commission (FCC) https://www.fcc.gov/reports-research などが、通信・電波行政の成果指標・KPI を公開しています。 AI に学習させるための簡易プロンプト例： 「以下の米国行政の KPI 公開ページを参考に、日本の電波行政制度に適用可能な KPI 案を作成してください。 ● https://www.ntia.gov/ ● https://www.fcc.gov/reports-research 目的：政策効果を客観的に測定し、改善可能な指標を提示すること。」 【参考】 「どの省庁と連携し、どのデータを共有するのか」を 欧米の同等案件（FCC・NTIA・Ofcom）と比較しながら、複数パターンで例示 しています。		
--	--	--	--	--

		【目的】 電波法・無線局免許の改正案において、 「どの省庁と連携し、どのデータを共有するのか」を明記するための文例を、 欧米の行政（FCC・NTIA・Ofcom）の書き方を参考にして示します。 【前提：欧米ではどう書くか】 ●FCC（米国） ・ “Which agencies will coordinate and what datasets will be shared” を必ず明記 ・ 安全系（FAA・FEMA）、通信系（NTIA）、国防系（DoD）との連携を明記 ・ データの種類（interference reports, outage logs, spectrum usage data） を具体的に書く ●NTIA（米国） ・ 周波数管理は「複数省庁の共同責任」と明記 ・ データ共有の方法（API 連携、定期レポート）まで書く ●Ofcom（英国） ・ “Cross-government coordination” を章として独立 ・ どの部署が何を担当するかを表形式で示す 日本の省令案は、これらと比べると 連携先もデータ内容も書かれていない ため、改善が必要です。		
--	--	---	--	--

		【日本の省令案にそのまま使える文例（パターン 1：最も丁寧）】 「本省令の運用にあたり、以下の省庁と連携し、必要なデータを相互に共有する体制を整備します。 ・警察庁：防災無線の混信・障害発生データ ・消防庁：消防無線の通信障害・機器不具合データ ・国土交通省：航空無線・船舶無線の安全運航に関する障害報告 ・デジタル庁：電子申請システムの利用状況、DX 標準化データ ・内閣府：通信インフラの安全保障に関するリスク評価データ これらのデータを定期的に共有し、電波利用の安全性・効率性の向上に資するものとします。」 【パターン 2：欧米型（FCC 方式）】 「本省令の実施に際し、関係省庁との協調を以下のとおり行います。 ・警察庁および消防庁とは、公共安全通信に関する障害ログ（outage logs）を共有する。 ・国土交通省とは、航空・船舶通信の周波数利用状況（spectrum usage data）を共有する。 ・デジタル庁とは、電子申請および周波数管理システムの API 連携（system		
--	--	--	--	--

		interoperability) を行う。 ・内閣府とは、通信インフラの安全保障リスク評価 (risk assessment data) を共有する。 これらは FCC が FAA・FEMA・NTIA と行っている協調方式に準じるものとする。」 【パターン 3：英国 Ofcom 方式（表形式を文章化）】 「本省令の運用においては、以下の役割分担に基づき省庁間連携を行います。 ・警察庁：公共安全通信の障害情報の収集・提供 ・消防庁：消防無線の運用状況および障害情報の提供 ・国土交通省：航空・船舶無線の技術基準適合状況の提供 ・デジタル庁：電子申請基盤の維持管理および利用統計の提供 ・内閣府：通信インフラの安全保障に関する評価情報の提供 各省庁は、収集したデータを総務省に定期的に提供し、総務省はこれを基に電波利用の安全性向上を図る。」 【パターン 4：最小限の記述（日本の省令案にそのまま入れやすい）】 「本省令の運用にあたり、警察庁・消防庁・国土交通省・デジタル庁・内閣府と連携し、 公共安全通信・航空通信・船舶通信・電子申請・通信インフラ安全保障に関する		
--	--	---	--	--

		るデータを共有する。」 【パターン 5 : DX・AI を強調する欧米型】 「本省令の運用に際し、AI による電波監視およびDX 推進の観点から、デジタル庁と連携し、電子申請データ、周波数利用ログ、障害検知データをAPI 連携により共有する。 また、警察庁・消防庁・国土交通省・内閣府と協調し、公共安全通信の障害データを統合的に管理する。」 【パターン 6 : 安全保障を強調する米国 NTIA 型】 「本省令の運用にあたり、通信インフラの安全保障確保のため、内閣府と連携し、周波数利用のリスク評価データを共有する。 また、警察庁・消防庁・国土交通省・デジタル庁と協調し、公共安全通信・航空通信・船舶通信・電子申請に関するデータを統合的に管理する。」 【まとめ：日本の省令案は何が不足しているか】 ●連携先が書かれていない ●共有するデータの種類の書かれていない ●連携の目的が書かれていない		
--	--	--	--	--

		●欧米では必須の「協調体制の明記」が欠落している このため、現状の省令案は 高市政権の「縦割り行政の打破」方針に反している可能性が高い と評価できます。 【AI に使わせるためのプロンプト例】 「以下の欧米行政（FCC・NTIA・Ofcom）の連携記述を参考に、日本の電波法改正案に適用可能な“省庁間連携の記述案”を作成してください。 ● https://www.ntia.gov/ ● https://www.fcc.gov/reports-research 目的：どの省庁がどのデータを共有し、どのように協調するかを明確化すること。」		
11	個人	電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等第一条の見出し及び同条の改正規定の1行目（次の表により、・・・を付し）のインデントが合っていないため修正すべきではないか。	ご意見のとおり、本案を修正します。	有
12	個人	もっと「列記化」「表化」「重なるカッコ書きの回避」を進めるべきではないでしょうか。 法令の入り組んだ表現の読み解きに費やされる負荷によって、この国全体の生産性が下がっていると言わざるを得ません。ひいては、誤って解釈される危険性も増します。具体的には、第24条の2 第2項の改正案において、たとえば、	いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無

		○原案 2 法第二十七条の六第三項前段の規定による届出及び同項後段の規定による変更の届出は、別表第三号の五（施行規則第十五条の二第二項第一号若しくは第一号の二に掲げる特定無線局（施行規則第十五条の三第十号(1)、(3)、(5)、(7)、(9)、(11)、(13)、(15)、(17)及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものに限る。）又は第二号に掲げる特定無線局にあつては、別表第三号の六）の様式により行うものとする。 ○改善案 2 法第二十七条の六第三項前段の規定による届出及び同項後段の規定による変更の届出は、次の様式により行うものとする。 一 二又は三以外 別表第三号の五 二 施行規則第十五条の二第二項第一号若しくは第一号の二に掲げる特定無線局（施行規則第十五条の三第十号(1)、(3)、(5)、(7)、(9)、(11)、(13)、(15)、(17)及び(19)に掲げる特定無線局の無線設備の規格に適合する無線設備を使用するものに限る。） 別表第三号の六 三 第二号に掲げる特定無線局 別表第三号の六		
外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する告示案				
13	KDDI 株式会社	別紙3において「法第百三条の六第一項」と記載のある箇所について、現行の電波法の規定に照らしますと「法第百三条の七第一項」が該当するのではないかと考えられます。	ご意見のとおり、本案を修正します。	有

14	ソフトバンク株式会社	可搬型基地局の導入を可能とする今回の制度整備について、賛同します。 本制度整備により、携帯電話サービスのエリア外地域において専ら従事する産業（林業等）や災害時の避難所等での音声呼を含む通信環境の確保が可能となり、利用者の利便性向上や災害対応の強化に資するものと考えます。	本案への賛同意見として承ります。	無
15	個人	本改正案による、外国の無線設備の技術基準の適合認定および適用範囲の拡大について、以下の観点から慎重な運用と説明責任を求める。 技術基準の同等性の担保と検証プロセスの透明化 外国の規格（FCC や CE 等）を日本の電波法第三章の基準と同等とみなすにあたり、どのようなプロセスとデータに基づいて判断しているのか、その根拠を国民に対して明確に開示すべきである。 日本国内の厳格な電波環境やセキュリティ基準が、国際的な基準の導入によって実質的に空洞化・後退することがないよう、審査の客観性と厳格さを担保されたい。 法執行の実効性と公平性の確保 国内外問わず、電波法に違反する機器や不適切な運用に対しては、例外なく厳格な取締りが行われる体制が必要である。 特に外国関係や特殊な地位にある主体に関わる無線設備であっても、国内法が例外なく適用され、形骸化しないための明確な担保を示すべきである。 混信・妨害に対する事後監視の強化 外国基準に適合した機器の流通・運用が拡大することで、国内既存の重要無線（防災、医療、移動体通信等）への混信リスクが高まる懸念がある。 万が一、不具合や有害な混信が発生した場合には、迅速に是正命令や使用停止命令を出せるような実効性のある事後モニタリング体制を強化することを求	いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無

		める。		
16	個人	今回の改正案では、一定の外国の無線設備について、ITU-R 勧告又は 3GPP 技術仕様書に準拠した外国の法令への適合が確認されていること等を踏まえ、我が国の技術基準に相当する基準への適合を認める仕組みを拡大している。 しかし、国際標準又は外国の技術基準に適合していることと、我が国固有の電波利用環境において他の無線局への混信その他の妨害を生じさせないことは、必ずしも同一ではないと考える。周波数の利用状況や既存無線局の配置等は国ごとに異なるため、外国における適合確認のみをもって、我が国における電波利用環境との整合性が十分確保されるのか疑問がある。 改正案では「本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもの」としているが、その判断を誰が、どの段階で、どのような技術的根拠に基づいて行うのか明確ではない。 手続の合理化を進めること自体には異論はないが、外国制度への適合確認を活用するのであれば、我が国固有の電波利用環境との整合性を確認する具体的方法、判断基準及び責任主体を明確に示すべきではないか。	いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
17	個人	令和 8 年 7 月 10 日付報道『電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集 ―衛星コンステレーションによる携帯電話向け 700MHz 帯非静止衛星通信システムの導入に向けた制度整備―』による改正で、2 項において、 「16 号 (NB-IoT)・17 号 (eMTC) の割り込み新設、旧 16 号 (ローカル 5G) の 18 号への繰り下げ」 が起きます。よって、その改正が先行するならば、以下のようなのではないのでしょうか。 原案 (現案) :	ご指摘の点については、今後適切に対処いたします。	有

		7 号を改正（RedCap をここに巻き取り）、8・9 号を削り、旧 10—16 号を繰り上げ 8—14 号に、15 号（ローカル 5G RedCap）を新設。 こうなるはず： 7 号を改正（RedCap をここに巻き取り）、8・9 号を削り、旧 10—18 号を繰り上げ 8—16 号に、17 号（ローカル 5G RedCap）を新設。		
無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する告示案				
18	ソフトバンク株式会社	携帯電話端末の無線設備の規格およびその組合せが増加していることを踏まえ、IoT 向けの RedCap 規格を 3 規格から 1 規格に整理する今回の改正案は、免許手続の効率化を図る観点から有益と考えます。 免許手続の更なる効率化を図る観点から、今回の改正対象に含まれていない小電力レピータを始めとするその他の携帯電話端末の無線局に関しても、規格の整理等に向けた継続的な検討を希望します。	ご意見の一段落目につきまして、本案への賛同意見として承ります。 ご意見の二段落目につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
19	個人	<No 4 の中略部分を記載> ----- 3. 無線設備規格コードおよび申請様式の誤記防止に向けた周知ガイドラインの公表 ----- 【対象案文】 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコードを定める件の一部を改正する告示案 別表第 23 号（別紙 4 関連） 【背景と課題】 ローカル 5G、携帯無線通信、地域 BWA などの技術進展に伴い、無線設備規格コード（NRRC、L5GRC、TDN1RC、L5G1RC、TDN2RC、L5G2RC 等）や対象となる関係法令の項番号の参照関係が極めて細分化・複雑化しています。	いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無

		この複雑化により、申請者によるコード選択ミスや記載誤りが頻発し、審査の遅延や法務修正の手間が増大することが予想されます。 【改善提案】 (1) コード選択フローチャートおよび対照表の Web 公開 告示の公布・施行と併せて、総務省の電波利用ホームページ等において、周波数帯・通信方式・用途に応じた「無線設備規格コード選択ガイド（フローチャート）」および新旧対照用ガイドラインをわかりやすく公表してください。 (2) 申請入力システムにおけるエラー防止策の提示 電子申請システム（e-Gov 等）において、選択した通信方式や周波数に応じて適切なコードが自動抽出される仕組み、または誤選択を警告するシステム連携の拡充を検討してください。		
電波法施行規則第十五条の二第二項第一号の二及び第三号の二の表の下欄に規定する二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局及び三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域を定める件の一部を改正する告示案				
20	ソフトバンク株式会社	包括免許の対象地域を拡大する今回の改正案については、免許手続の効率化や通信需要に応じた柔軟・迅速な設置・変更・運用が可能となるものであり、賛同します。 現在、包括免許の対象となっていない周波数についても、混信防止対策に留意し、必要な干渉調整を適切に行うことを前提として、包括免許の対象の更なる拡大に向けた継続的なご検討をお願いします。	ご意見の一段落目につきまして、本案への賛同意見として承ります。 ご意見の二段落目につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
21	楽天モバイル株式会社	包括免許の適用範囲の拡大（告示改正）案に賛同いたします。 基地局の迅速な展開を促進し、通信サービスの向上に資するものと期待しております。 そのため、他の周波数帯を含め包括免許対象外となっている地域に関しても、包括免許の適用をご検討賜りますよう要望いたします。	ご意見の一、二段落目につきまして、本案への賛同意見として承ります。 ご意見の三段落目につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無

22	個人	<No 4 の中略部分を記載> 4. 妨害を与えるおそれがある地域を定める告示における GIS データの公開と検索性の向上 【対象案文】 電波法施行規則第十五条の二第二項第一号の二及び第三号の二の表の下欄に規定する... 地域を定める件の一部を改正する告示案 別表第一（別紙 5 関連） 【背景と課題】 公共業務用無線局および宇宙無線通信との混信・妨害を防止するための地域指定について、従来の「都道府県単位」の大括りな指定から「市町村単位」の指定へと見直されました。 実態に合わせた精緻な指定となる一方、市町村の境界付近における設置可否の判定、ならびに将来的な自治体合併や市町村名の変更が発生した場合の確認負担が大きくなります。 【改善提案】 (1) 指定地域の GIS（地理情報システム）データおよび検索可能リストの公開 告示テキストによる市町村名の列記に加え、指定地域を可視化したマップ画像や GIS データ（Shapefile や GeoJSON 等）、および CSV 形式の市町村一覧リストを総務省ホームページで公開してください。これにより、事業者は設置予定場所（緯度・経度等）が指定地域に含まれるかを迅速かつ正確に判定できるようになります。	ご意見につきまして、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
----	----	---	--------------------------------------	---

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案

23	KDDI 株式会社	別紙 6 において「200W 以下」と記載のある箇所について、「200mW 以下」が正しい値ではないかと思われます。 ————— (誤) ————— 第 2 陸上関係 4 その他 (21) 26GHz 帯 (25.8GHz を超え 26.2GHz 以下及び 26.8GHz を超え 27GHz 以下) の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局 (25.8GHz を超え 26.2GHz 以下の周波数の電波を使用する携帯無線通信を行う無線局を除く。) ウ 26.8GHz を超え 27.0GHz 以下の周波数の電波を使用する電気通信業務用の無線局 (カ) 空中線電力の指定 D 陸上移動局 (中継を行うものに限る。) 空中線電力の最大の値を指定する。この場合において、200W 以下の値とする。 ————— (正) ————— 第 2 陸上関係 4 その他 (21) 26GHz 帯 (25.8GHz を超え 26.2GHz 以下及び 26.8GHz を超え 27GHz 以下) の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局 (25.8GHz を超え 26.2GHz 以下の周波数の電波を使用する携帯無線通信を行う無線局を除く。) ウ 26.8GHz を超え 27.0GHz 以下の周波数の電波を使用する電気通信業務用の無線局 (カ) 空中線電力の指定	ご意見のとおり、本案を修正します。	有
----	-----------	--	-------------------	---

		D 陸上移動局（中継を行うものに限る。） 空中線電力の最大の値を指定する。この場合において、200mW 以下の値とする。		
24	ソフトバンク株式会社	可搬型基地局の導入を可能とする今回の制度整備について、賛同します。 本制度整備により、携帯電話サービスのエリア外地域において専ら従事する産業（林業等）や災害時の避難所等での音声呼を含む通信環境の確保が可能となり、利用者の利便性向上や災害対応の強化に資するものと考えます。	本案への賛同意見として承ります。	無
25	ソフトバンク株式会社	包括免許の対象地域を拡大する今回の改正案については、免許手続の効率化や通信需要に応じた柔軟・迅速な設置・変更・運用が可能となるものであり、賛同します。 現在、包括免許の対象となっていない周波数についても、混信防止対策に留意し、必要な干渉調整を適切に行うことを前提として、包括免許の対象の更なる拡大に向けた継続的なご検討をお願いします。	ご意見の一段落目につきまして、本案への賛同意見として承ります。 ご意見の二段落目につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
26	ソフトバンク株式会社	5G 基地局の無線設備の形態や運用の実態等を踏まえて、空中線電力の指定方法を明確化する今回の改正案について、賛同します。 本改正により、Massive MIMO 等の技術を活用した柔軟かつ高度な 5G 基地局の設計が可能となるものであり、周波数の更なる有効活用に繋がるものと考えます。	本案への賛同意見として承ります。	無
27	ソフトバンク株式会社	地域広帯域移動無線アクセスシステムの同期運用方法の明確化を図る今回の改正案について、地域 BWA 事業者と全国 BWA 事業者の干渉調整に係る事務負担の軽減につながるものであり、賛同します。	本案への賛同意見として承ります。	無
28	楽天モバイル株式会社	5G 基地局の空中線電力の指定方法の明確化（審査基準改正）案に賛同いたします。 総合通信局での免許処理対象が拡大され、免許交付期間の短縮が期待されます。基地局工事の迅速化に直結しますので、一斉再免許のタイミングに間に合うよう早期の実施を要望いたします。	一段落目につきまして、本案への賛同意見として承ります。 二段落目につきましては、制度整備に向けた手続を速やかに進めてまいります。	無

29	個人	<No 4 の中略部分を記載> 1. 審査基準における特定陸上移動中継局等の屋外設置に関する経過措置および運用の明確化 【対象案文】 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案 別紙 2（第 5 条関係）第 2 の 1（16）カ（ア）D（別紙 6 関連） 【背景と課題】 改正案では、特定陸上移動中継局（空中線電力 40mW 以下）の屋外設置を許容していた「ただし書き」規定が削除され、原則として屋内設置のみに限定される変更がなされています。 これにより、過疎地や防災対策、屋内からの電波遮蔽が困難な構造物周辺での屋外カバー補完など、従来屋外設置を活用していた運用形態に対する予見可能性が低下することが懸念されます。また、既に設置されている既存設備の取り扱いについての記載がありません。 【改善提案】 （1）既存設備に対する経過措置の明確化 本訓令の施行時に現に免許を受けている（または申請中である）特定陸上移動中継局については、引き続き従前の例により屋外設置を可能とする旨の経過措置規定を附則に追加してください。 （2）個別の屋外設置に係る審査基準の明確化 屋外設置が真に不可欠な特殊環境（過疎地・山間部の電波不感地帯対策や災害時の緊急補完等）において、個別の混信防止措置等を条件に例外的に屋外設置	ご意見を踏まえ、以下のとおり、本案を修正します。 別紙 2 第 2 1（16）カ（ア）D（新） フェムトセル基地局（施行規則第 15 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 1 号の 2 に掲げるものを除く。）又は特定陸上移動中継局については、無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に限る。）の設置場所が屋内である<u>こと</u>。ただし、特定陸上移動中継局であって、<u>空中線電力が 40mW 以下のものは、無線設備の全部又は一部の設置場所を屋外とすることができる。</u> （旧） フェムトセル基地局（施行規則第 15 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 1 号の 2 に掲げるものを除く。）又は特定陸上移動中継局については、無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に限る。）の設置場所が屋内である<u>こと</u>。	有
----	----	--	--	---

		を認めるための運用ガイドラインまたは審査上の判断基準を明確に示してください。		
30	個人	<No 4 の中略部分を記載> ----- 2. 空中線電力指定方式の見直しに伴う経過措置の適用範囲の明確化 ----- 【対象案文】 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案 附則第 2 項（別紙 6 関連） 【背景と課題】 基地局等の空中線電力の指定方式が「1 波当たり」や「各端子の総和」等へ再整理されることに伴い、附則第 2 項において「令和 10 年 3 月 31 日までに免許の申請が行われた無線局の空中線電力の指定については、なお従前の例によることができる」との経過措置が規定されています。 しかし、現場の免許申請実務においては、新規開設の「免許の申請」だけでなく、既存局の「再免許の申請」や電波法第 17 条に基づく「変更許可申請（装置改修等）」に本経過措置が適用されるのが文言上必ずしも明確ではありません。 【改善提案】 （1）経過措置対象手続きの文面上の明確化 附則第 2 項の「免許の申請」という表記について、「免許の申請（再免許の申請及び電波法第 17 条第 1 項の許可の申請を含む。）」と改めるか、またはその旨を解説・通達等で明確に周知してください。これにより、既存事業者が設備改修や再免許時に予期せぬ制限を受けるリスクを回避できます。	ご意見を踏まえ、以下のとおり、本案を修正します。 附則第 2 項 （新） 令和 10 年 3 月 31 日までに<u>免許の申請（電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 17 条第 1 項の規定による変更又は変更の工事の許可の申請を含む。）</u>が行われた無線局の空中線電力の指定については、この訓令による改正後の平成 13 年総務省訓令第 67 号別紙 2 第 2 の 1 (16)コの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 （旧） 令和 10 年 3 月 31 日までに<u>免許の申請</u>が行われた無線局の空中線電力の指定については、この訓令による改正後の平成 13 年総務省訓令第 67 号別紙 2 第 2 の 1 (16)コの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。	有

31	個人	<No 4 の中略部分を記載> 5. 上空利用および高高度基地局（HAPS）における事業者間調整手続きの標準化 【対象案文】 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案 別紙 2 第 2 の 1 (19) サ（ウ）A、(20) ク（イ）、第 2 の 1 (16) シ（セ）等（別紙 6 関連） 【背景と課題】 ドローンや航空機等に搭載する陸上移動局の屋外利用、ならびに HAPS（高高度基地局）の導入にあたり、上隣接・下隣接周波数帯の免許人や宇宙運用業務関係機関との間で「離隔距離の確保」や「送信電力制御」等に関する事前調整・合意が要件とされています。 しかし、具体的な調整プロセスの手順、標準的な調整期間、調整が難航した場合の相談窓口等が明確化されていないため、事業者間の交渉が長期化し、円滑なサービス開始の妨げとなるおそれがあります。 【改善提案】 (1) 「上空利用・HAPS における事業者間干渉調整ガイドライン」の策定 事業者間調整を円滑に進めるため、以下の要素を含んだガイドラインを策定・公表してください。 ・調整交渉における標準的な手続の流れと標準処理期間 ・事前調整に必要な連絡窓口情報の共有枠組み ・送信電力制御や干渉回避措置に関する標準的な技術モデル ・調整が難航した場合における総務省（総合通信局）への相談手順	ご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
----	----	--	---------------------------------------	---

32	個人	周波数帯の記載について ローカル 5G の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の空中線電力に関する規定について確認をお願いします。 改正案では、使用する周波数に応じて、 (A) 4.8GHz から 4.9GHz までの場合は 200mW 以下 (B) 4.8GHz から 4.9GHz までの場合は 800mW 以下 とされており、同一の周波数帯について異なる空中線電力の上限値が規定されています。 一方、関連する規定では 4.6GHz から 4.8GHz まで、4.8GHz から 4.9GHz まで及び 28.2GHz から 29.1GHz までの周波数帯が区分されています。 このため、(B) の「4.8GHz から 4.9GHz まで」は、「4.6GHz から 4.8GHz まで」の記載誤りではないかとも考えられます。 同一周波数帯に異なる規制値が適用されることとなるため、記載に誤りがなければ確認し、必要に応じて修正をお願いします。	ご意見を踏まえ、以下のとおり、本案を修正します。 別紙 2 第 2 4 (16) イ (カ) C 改正後欄 (新) (A) <u>4.6GHz</u> から <u>4.8GHz</u> までの周波数を使用する場合は、200mW 以下の値とする。 (旧) (A) <u>4.8GHz</u> から <u>4.9GHz</u> までの周波数を使用する場合は、200mW 以下の値とする。 改正前欄 (新) (A) <u>4.6GHz</u> から <u>4.8GHz</u> までの場合 使用することができる空中線電力の最大の値を指定する。この場合において、200mW 以下の値とする。 (旧) (A) <u>4.8GHz</u> から <u>4.9GHz</u> までの場合 使用することができる空中線電力の最大の値を指定する。この場合において、200mW 以下の値とする。	有
33	個人	空中線電力「200W」の記載について	No23 のとおり、本案を修正します。	有

		26.8GHz を超え 27.0GHz 以下の周波数帯に係る陸上移動局（中継を行うものに限る。）の空中線電力について、改正案では、 「200W 以下の値とする。」 とされています。 一方、改正前の規定では、基地局と通信を行うもの及び陸上移動局と通信を行うものについて、それぞれ 「200mW 以下」 とされています。 今回の改正により「200mW」から「200W」へ変更する趣旨であれば、単位当たり 1000 倍の大幅な変更となります。 もちろん、中継を行う陸上移動局について技術的理由により大幅な出力変更を行う趣旨である可能性もありますが、単位の記載誤りの可能性も含め、意図した規定内容であるか確認をお願いします。		
その他				
34	個人	本省令案等の公表および意見募集にあたり、現在日本社会を深刻に蝕む経済格差の拡大というすべての元凶、および国民共有の財産である電波・通信インフラのあり方をめぐる行政姿勢に対する重大な懸念から、以下の通り強く意見を述べさせていただきます。 第一に、電波利用規則や免許手続の見直しにあたっては、大手通信事業者	ご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無

		(キャリア)の利益追求や利権の固定化に奉仕するような運用は断じて認められないという点への強い提示です。電波は国民共通の限られた財産であり、それを活用する通信サービスは水道や電気と同等の最優先の生活必需品です。大手事業者がセット割やポイント還元を餌に囲い込みを行った上で条件改悪を繰り返すような構造を放置することは、電波の公共的価値を損なうものです。 第二に、総務省が最優先で取り組むべきは、事業者間の形式的な手続き緩和ではなく、国民が過度な金銭的負担なく公平・安定的に通信を利用できる**「公共料金化」**的アプローチの徹底です。特定巨大資本による電波・通信基盤の私物化を厳しく規制し、生活者の直接的な負担軽減と生活防衛を最優先とする公正な行政運営を強く求めます。		
35	個人	現在、携帯電話通信等に用いられる無線モジュール等の無線設備については、同一の製品型番であっても、製造時期、ハードウェア若しくはソフトウェアの構成、又は出荷先等の違いによって、日本の技術基準への適合状況を購入者が容易に判別することが困難となる場合があります。 近年、電子商取引市場を通じて無線機器を調達する機会が一般化しておりますが、商品ページ等に表示された製品型番のみから、販売されている個体が技術基準適合証明等の対象であるか、また、認証時の構成と合致しているかを、購入者側で事前かつ客観的に確認することは容易ではありません。 情報通信審議会の第一次中間答申においても、電子商取引の拡大を踏まえ、技術基準適合性が確認できない製品の流通抑止や、購入者への確実な情報伝達の必要性が示されています。こうした状況を踏まえ、今後の制度整備においては、流通段階での監視・対応に加え、製造段階から無線設備とその認証対象を明確に識別できる仕組みについても検討することが、利用者の利便性向上と電波法令の遵守の両立に資するものと考えます。 その具体的な方策の一つとして、無線設備を製造する事業者に対し、認証	ご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	無

		上重要なハードウェア及びソフトウェア等の構成が異なる製品については、同一の製品型番を使用することを避け、認証の適用範囲を区別して製品を識別・管理できる仕組みについて検討することが望ましいと考えます。 このような仕組みにより、製品型番から当該製品がどの認証対象に該当するのかを、購入者がより明確に把握できるようになることが期待されます。一方で、認証の範囲に影響を及ぼさない構成の共通化やソフトウェアの更新等については、事業者には過度な負担が生じないよう配慮することも重要と考えます。 また、将来的な施策として、製品型番、ハードウェア及びソフトウェアのバージョン情報等と、技術基準適合証明等の公的な認証情報を電子的に紐付け、購入者がインターネット上でこれらを容易に照会できる仕組みについても検討していただきたいと思います。 このような製品識別の明確化及び認証情報の透明化は、適法な無線機器を利用しようとする購入者が、購入前に適合性を確認することを容易にするとともに、電子商取引市場における技術基準不適合機器の流通抑止にもつながり、ひいては日本における適正な電波利用環境の維持に寄与するものと考えます。		
--	--	--	--	--

（注意事項）取りまとめの都合上、いただいたご意見は要約等の整理をしております。また、平仄等について、実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を行っております。